

制度名	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置			
税目	法人税			
要望の内容	<p>認定特定非営利活動法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 初回申請における実績判定期間の特例（来年 3 月終了）を延長すること。 2. 認定要件の緩和と申請書類の明確化を行い、書類審査のみを原則とするなど認定手続きの簡素化を進めること。 3. 審査期間を原則 4 ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化すること。 4. みなし寄附金の制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更正保護法人並みの所得金額の 50%（または 200 万円）へ引き上げること。 <p>（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2、同法施行令第 39 条の 23、第 44 条、同法施行規則第 22 の 12、特定非営利活動促進法第 46 条、法人税法第 37 条、同法施行令第 73 条、同法施行規則第 22 条の 5 関係）</p> <table border="1" data-bbox="1007 925 1481 1021"> <tr> <td data-bbox="1007 925 1209 1021">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1209 925 1481 1021">9.1 百万円 （3.4 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	9.1 百万円 （3.4 百万円）
減収見込額 （平年度）	9.1 百万円 （3.4 百万円）			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 市民が公益を担う社会を実現するために、特定非営利活動法人をはじめとする非営利セクター（NPO セクター）の活動を支援する。 特定非営利活動法人は、全国で約 3 万 8000 件（平成 21 年 8 月末現在）となり、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野での取組が広がっており、新たな「公」の担い手として多様化する国民のニーズや課題にきめ細かく機動的に対応するものとして今後も大きな役割を担うことが期待されている。このため、特定非営利活動法人が十分に活躍するための財政基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定非営利活動法人は、市民自らが行う自由な社会貢献活動の促進を目的とする特定非営利活動促進法に基づき設立され、この活動をより一層発展させていくことが期待されている。法人の活動は公益の増進に資すると考えられることから、財政基盤の強化を図るため認定特定非営利活動法人に対する税制上の優遇措置を講じ、法人の活動を政策的に支援していく必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 税制上の優遇措置を講ずることは特定非営利活動法人の財政基盤の強化を通じて特定非営利活動の一層の発展に資するものである。しかしながら、優遇対象となる法人は、寄附金が特定非営利活動のために活用されるとともに、相当の公益性が確保される必要があることから、広く一般から寄附金を受入れ国民から幅広く支援されていることを示す P S T をはじめ、活動内容や組織運営、経理等に関し客観的な基準を満たすとして国税庁長官の認定を受けた法人に限定しているところである。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事	政策評価体系における位置付け	政策分野・・・市民活動促進 政策・・・・・・・・市民活動の促進 施策・・・・・・・・市民活動の促進
	政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	_____
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税・・・・所得税、相続税 地方税・・・・法人住民税、法人事業税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	認定特定非営利活動法人数 107 法人（平成 21 年 10 月 1 日現在）
	租税特別措置の適用実績	みなし寄付金額 平成 18 年度 2.3 百万円 平成 19 年度 1.8 百万円 平成 20 年度 2.2 百万円
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	_____
	前回要望時の達成目標	記載なし
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	_____
これまでの要望経緯	平成 13 年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降、平成 13・14・15・17・18・20 年度と要望を提出し、累次の改正が行われきた。	